

第15日

平成22年12月17日（金）

午前10時零分開議

議長（柴田裕隆君） おはようございます。これより本日の会議を開きます。

なお、本日の出席議員は22名で会議は成立いたします。

本日の議事日程については、お手元に配付のとおりであります。御了承願います。

委員会付託中の議案については、別紙配付のとおり審査結果報告書が提出されました。よって、これより本件の審議に入ります。

それでは、総務文教常任委員会に付託していた第104号議案ほか8件を議題とし、総務文教常任委員長の報告を求めます。総務文教常任委員長。

（総務文教常任委員長 桑野博明君登壇）

総務文教常任委員長（桑野博明君） ただいま議題となりました第104号議案ほか8件につきまして、慎重に審査をいたしました結果、結論を得ましたので、審査の経過及び結論について、簡潔に御報告いたします。

まず、第104号議案外国の地方公共団体の機関等に派遣される朝倉市職員の処遇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本件は、人事院規則の改正を踏まえ、国際交流、国際協力等の目的で外国の地方公共団体の機関等に派遣されます職員の給与を調整できるように、支給割合を見直す必要が生じたので、この条例を制定しようとするものであります。

改正の主な内容であります。現行制度では派遣先機関からの報酬額の多寡にかかわらず、最低でも100分の70の派遣給が保障されることとなっており、派遣職員の給与総額、派遣期間中の給与年額と派遣先機関からの報酬年額との合計額が、外務公務員給与を上回る場合であっても調整する余地がないことから、派遣給の支給割合を100分の70未満にすることを可能となるようにするものであります。

本委員会といたしましては、法令の改正に伴う措置であることから、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第105号議案朝倉市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本件は、育児休業、介護休業等、育児または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律が施行されることに伴い、必要な規定の整備を図るものであります。

改正の主な内容であります。まず、職員の配偶者が、常態として、対象となる子を養育することができる場合には、早出遅出勤務の請求はできないとされていましたが、配偶者の状況にかかわらず早出遅出勤務の請求ができるように改めるものであります。

また、3歳に満たない子のある職員が、該当子を養育するために請求した場合には業務

等で困難な場合を除き、時間外勤務をさせてはならないことを規定するものであります。

本委員会といたしましては、法令の改正に伴う措置であることから、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第106号議案朝倉市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本件は、国家公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律による地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正が施行されるに伴い、必要な規定の整備を図るものであります。

主な改正の内容といたしましては、まず、職員の配偶者の就業の有無や育児休業の取得の有無等の状況にかかわらず、職員は育児休業または部分休業をすることができることとされたものであります。

また、職員以外の子の親が、常態として、その子を養育することができることとなった場合でも、育児休業の取り消し理由にはならないこととされたものであります。

本委員会といたしましては、法令の改正に伴う措置であることから、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第107号議案朝倉市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本件は、消費生活専門相談員の日額報酬を定めたいので、この条例を制定しようとするものであります。

改正の内容といたしましては、現在、月額で支給している消費生活専門相談員の報酬を、日額の支給に変更しようとするものであります。

理由といたしましては、現在2名の相談員が交代で勤務を行っておりますが、急病や事故等で休んだ場合や研修に参加する場合に、月額制であるために交代が困難な状況が生じるため、月額報酬を日額報酬に改め、勤務日の交代や休暇を取得しやすくし、消費生活相談業務がより円滑に運営できるようにしようとするものであります。

本委員会といたしましては、改正しようとする日額報酬の額が、現在の月額報酬を勤務日数で除した額と同額であり、単価の引き上げにはならないことから、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第109号議案財産の処分についてであります。

本案は、高山区に財産を無償で処分するに当たり、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求められているものであります。

執行部の説明によりますと、当該物件は高山区公民館用地で、平成9年当時、高山区は法人格を持たず、地区名で不動産登記ができなかったため、杷木町に寄附されておりました。その後、高山区が本年6月地縁団体高山区として法人格を取得し、不動産登記ができるようになったため、今回、無償譲渡するというものであります。

本委員会といたしましては、これら執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第112号議案工事請負契約の締結についての議決内容の一部変更についてであります。

本件は、朝倉東小学校校舎大規模改造建築主体工事を施工するに当たり、工事設計の一部変更により、請負契約額を変更する必要が生じたので、朝倉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求められているものであります。

執行部の説明によりますと、変更を要する主な理由として、実施設計の積算については、目視や打診などの事前調査結果を考慮し行ったところであるが、実際の施工時の細部調査により、想定した以上に状態が悪いことが判明したものであるとのことであります。

変更を要する主な箇所として、外部改修工事において外壁のクラックや塗装の浮き、剥離箇所が確認されたため、モルタル下地の補強改修が必要となったこと。内部改修工事において廊下天井裏のインサートアンカー、いわゆるコンクリートスラブやはりから天井をつるす接続部の器具が腐食しており、再利用が困難であるため、新たなアンカーの施工が必要となったこと。内部塗装工事において、当初は耐震改修を行う箇所のみを施工を予定していたが、それ以外の箇所の日焼けや汚れなど劣化がひどいため、廊下、階段、部屋、壁面の塗装を行うもの。最後に、雨どいにおいて支持金物のつけ根部分の腐食などが確認されたため、取りかえの必要が生じたもの。

施工期間については、学校生活の影響をかんがみ、冬休み期間に実施することとし、平成22年12月24日までの工期を、平成23年1月14日まで延長し、請負契約額2億5,224万2,550円を2億6,103万円に、878万7,450円増額変更することとあります。

本委員会といたしましては、実施設計の段階で見つけることができなかったのか、などについて執行部の見解をただしたところであります。執行部としては、外壁工事の場合など足場を組んだり、はしご車を使って確認した上で設計を行うことが望ましいが、経費等の面から、現状では目視調査や手が届く範囲内での打診調査に基づき設計を行っていること。天井裏などは、着工後に判明することとなるが、今後は設計時の事前調査の段階より、より精度の高い調査を行うよう努めるとのこととあります。

本委員会といたしましては、行財政改革に取り組む中、削減は重要であります。今回の変更は児童・教職員など学校の安全を確保するために必要な施工であることから、今後、今回のような大規模改造工事などの場合、学校管理者等との十分な事前の協議を行うとともに、設計に関する明確な基準を定めるなど、審査において取り組むことを強く要望し、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第117号議案朝倉市過疎地域自立促進計画（杷木地域）の策定についてであります。

本件は、過疎地域自立促進特別措置法が平成21年度末をもって失効することになっていましたが、6年間の延長が決定し、引き続き、旧杷木町区域が過疎地域に指定されることに伴い、新たに、平成22年度から平成27年度まで杷木地域の過疎地域自立促進計画を策定する必要が生じたので、過疎地域自立促進特別措置法第6条第1項の規定により、議会の議決を求められているものであります。

執行部の説明によりますと、過疎対策事業債を充当するためには、法の規定により、当該事業を起債した本計画を県と協議の上、策定し、国に提出しなければならないこと。これまでハード事業にしか過疎対策事業債は充当できなかったが、今回の法改正によりソフト事業にも充当できるようになったこと。また、この計画を策定に当たって、8月にパブリックコメントを実施し、31件の意見があったとのことであります。

本委員会といたしましては、過疎対策事業債は事業費の市負担分の100%を充当することができ、そのうち70%が後年度に普通交付税に参入されるため、事実、市の負担割合が30%となる大変有利な地方債であり、過疎地域である杷木地域の発展に欠かすことのできない財源であるため、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第118号議案甘木・朝倉広域市町村圏事務組合の共同処理する事務の変更及び甘木・朝倉広域市町村圏組合規約の変更についてであります。

本件は、甘木・朝倉広域市町村圏事務組合の行政改革大綱に基づき、事務事業の見直しを行う中で、平成23年3月31日限りで、総合教育センターの設置及び運営管理に関する事務、東部ごみ共同処理場の設置及び運営管理に関する事務及び火葬場の設置及び運営管理に関する事務を廃止すること並びに知事の許可のあった日から、ふるさと振興基金を廃止することに伴い、甘木・朝倉広域市町村圏事務組合の共同処理に関する事務を変更し、甘木・朝倉広域市町村圏事務組合規約を変更するため、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求められているものであります。

審査の前に、総合教育センターの廃止については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行令第12条の規定に基づき、教育委員会の意見を聴取したところ、異論なしとのことでありました。

本委員会といたしましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

最後に、第119号議案甘木・朝倉広域市町村圏事務組合の共同処理する事務の変更及び甘木・朝倉広域市町村圏事務組合規約の変更に伴う財産の処分についてであります。

本件は、先ほど報告しました第118号議案により、甘木・朝倉広域市町村圏事務組合の共同処理する事務の変更及び甘木・朝倉広域市町村圏事務組合規約の変更に伴う財産処分について定めるため、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求められているものであります。

執行部の説明によりますと、総合教育センター事業に係る財産であります机、椅子、視

聴覚教材など及び火葬場事業にかかる財産であります土地・建物などについては、平成23年4月1日から朝倉市に帰属され、ふるさと振興基金のうち、福岡県からの交付金については県に返還し、朝倉市、東峰村及び筑前町からの出資金については、出資割合に応じて各市町村にそれぞれ返還されるということです。

なお、朝倉市への返還金は6億860万円であり、地域振興基金へ繰り入れる予定であるということです。

本委員会といたしましては、これら執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、本委員会における審査の経過及び結論でございます。

何とぞ本会議におかれましても、本委員会の結論に御賛同賜りますようお願い申し上げます。報告を終わります。

議長（柴田裕隆君） 以上で、総務文教常任委員長の報告を終わります。

これより報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。2番師岡議員。

2番（師岡愛美君） 104号議案に対してなんですけれども、これ、途上国等への派遣で100%補てんということがなかなかされないということに関しては、補てんは当然であるというふうに思っておりますけれども、支給されないときとはどのような事例が想定されているのかが1点と、もう1点、朝倉市で条例適用された派遣の実績はあるのか、もしあればどのような内容だったのか、どの国だったのかお尋ねしたいと思います。

議長（柴田裕隆君） 総務文教常任委員長。

総務文教常任委員長（桑野博明君） 前段の質問に関しては、委員会の中で協議をしたことはなかったというふうに思います。

それから、後段の現状、実績があるかどうかということに関しては、いまだ実績はなかったということは委員会の中でありました。以上であります。

議長（柴田裕隆君） 2番師岡愛美議員。

2番（師岡愛美君） もう1点、別の案件でお尋ねしたいと思います。

過疎対策についてですけれども、5年間の延長政策ではございますけれども、21年までの取り組みについての総括がされているのかどうか、その辺ちょっとお尋ねしたいと思います。

議長（柴田裕隆君） 総務文教常任委員長。

総務文教常任委員長（桑野博明君） 今回の過疎自立促進計画においては、前段の過疎自立促進計画等の実績等に関しては一切協議しておりません。新たなものを作成するということに関しての協議をいたしました。以上です。

議長（柴田裕隆君） ほかになれば、これをもって質疑を終了いたします。

（総務文教常任委員長 桑野博明君降壇）

議長（柴田裕隆君） それでは、第104号議案外国の地方公共団体の機関等に派遣され

る朝倉市職員の処遇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（柴田裕隆君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（柴田裕隆君） 御異議なしと認めます。よって、第104号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第105号議案朝倉市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（柴田裕隆君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（柴田裕隆君） 御異議なしと認めます。よって、第105号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第106号議案朝倉市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（柴田裕隆君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（柴田裕隆君） 御異議なしと認めます。よって、第106号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第107号議案朝倉市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（柴田裕隆君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（柴田裕隆君） 御異議なしと認めます。よって、第107号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第109号議案財産の処分についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（柴田裕隆君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（柴田裕隆君） 御異議なしと認めます。よって、第109号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第112号議案工事請負契約の締結についての議決内容の一部変更についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（柴田裕隆君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（柴田裕隆君） 御異議なしと認めます。よって、第112号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第117号議案朝倉市過疎地域自立促進計画（杷木地域）の策定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（柴田裕隆君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（柴田裕隆君） 御異議なしと認めます。よって、第117号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第118号議案甘木・朝倉広域市町村圏事務組合の共同処理する事務の変更及び甘木・朝倉広域市町村圏事務組合規約の変更についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（柴田裕隆君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告

のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（柴田裕隆君） 御異議なしと認めます。よって、第118号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第119号議案甘木・朝倉広域市町村圏事務組合の共同処理する事務の変更及び甘木・朝倉広域市町村圏事務組合規約の変更に伴う財産処分についてを議題とし討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（柴田裕隆君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（柴田裕隆君） 御異議なしと認めます。よって、第119号議案は原案のとおり可決されました。

次に、環境民生常任委員会に付託していた第97号議案ほか1件を議題とし、環境民生常任委員長の報告を求めます。環境民生常任委員長。

（環境民生常任委員長 村上百合子君登壇）

環境民生常任委員長（村上百合子君） ただいま議案となりました第97号議案ほか1件につきまして、慎重に審査をいたしました結果、結論を得ましたので、審査の経過及び結論について、簡潔に御報告いたします。

まず、第97号議案平成22年度朝倉市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてであります。

本件は、事業勘定の歳入歳出に1億2,537万5,000円を追加しようとするものです。

内容といたしまして、歳入については、平成21年度退職者医療交付金の確定に伴う追加交付金ほかの補正であります。

歳出の主なものといたしましては、平成22年度の後期高齢者支援金及び介護納付金の額の確定に伴う補正並びに平成21年度の国民健康保険療養給付金負担金の精算返納金等の補正を行うものであります。

また、レセプト点検業務の平成23年度業務委託について、今年度中に事務手続を進めるため、限度額700万円の債務負担行為の設定がなされます。

本委員会といたしましては、実情に即した対応で、事務執行上、必要な措置であることから、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第98号議案平成22年度朝倉市介護保険特別会計補正予算（第3号）についてであります。

本件は、介護保険特別会計の保険事業勘定の歳入歳出に144万8,000円を追加しようとする



るものであります。

内容といたしましては、平成24年度から26年度までの第5期介護保険事業計画を策定することに先立って、国の方針に基づき、高齢者の実態調査を行うもので、その事務に必要なとなる経費を補正するものであります。

また、平成23年度から25年度までの食の自立支援事業委託について、今年度中に事務手続を進めるため、限度額1億251万3,000円の債務負担行為の設定がなされます。

本委員会といたしましては、事務執行上、必要な補正であると認めながらも、この調査が高齢者の実態を把握するための大切な調査であるため、正確な調査結果となるよう、また、その結果が今後の介護保険事業に活かされることを要望し、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上が、本委員会における審査の経過及び結論であります。

何とぞ本会議におかれましても、本委員会の決定に御賛同賜りますようお願い申し上げて、報告を終わります。

議長（柴田裕隆君） 以上で、環境民生常任委員長の報告を終わります。

これより報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（柴田裕隆君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

（環境民生常任委員長 村上百合子君降壇）

議長（柴田裕隆君） それでは、第97号議案平成22年度朝倉市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題とし、議論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（柴田裕隆君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（柴田裕隆君） 御異議なしと認めます。よって、第97号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第98号議案平成22年度朝倉市介護保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題とし、討論を行います。御意見はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（柴田裕隆君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（柴田裕隆君） 御異議なしと認めます。よって、第98号議案は原案のとおり可決

されました。

次に、建設経済常任委員会に付託していた第99号議案ほか11件を議題とし、建設経済常任委員長の報告を求めます。建設経済常任委員長。

（建設経済常任委員長 富田栄一君登壇）

建設経済常任委員長（富田栄一君） ただいま議案となりました第99号議案ほか11件につきまして、慎重に審査をいたしました結果、結論を得ましたので、審査の経過及び結論を簡潔に御報告いたします。

まず、第99号議案平成22年度朝倉市下水道事業特別会計補正予算（第2号）について、第101号議案平成22年度朝倉市個別排水事業特別会計補正予算（第2号）について及び第102号議案平成22年度朝倉市工業用水道事業会計補正予算（第3号）について、関連がありますので一括して報告させていただきます。

これら3議案につきましては、土木積算システムリース料にかかわる債務負担行為補正を設定するものでありますが、共同で使用している土木積算システムを関係課で配分して、それぞれ補正を行うものであります。いずれの議案とも平成23年度から27年度まで5年間の期間で、第99号議案におきましては180万円、第101号議案につきましては20万円、第102号議案につきましては60万円の債務負担行為補正を行うものであります。

本委員会といたしましては、いずれの内容も事務手続上、必要な補正であることから、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第100号議案平成22年度朝倉市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。

本件は、歳入歳出に275万3,000円を追加補正しようとするものであります。

内容につきましては、平成21年度から蜷城地区が供用開始となり、下水道使用料による消費税の受け入れ額が増加し、そして、平成20年度で事業が完了したことによる消費税の還付金が減少したため、その差額により消費税納付金を補正するものであります。

歳入につきましては、一般会計から繰入金が増額を行い、歳出につきましては、一般管理費にその消費税納付金として計上するものであります。

本委員会といたしましては、事務手続上、必要な補正であり、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第103号議案平成22年度朝倉市水道事業会計補正予算（第3号）についてであります。

本件は、収益的収入に204万4,000円を追加補正し、資本金収入に892万5,000円を、支出について1,930万4,000円を追加補正し、その額に見合う補てん財源の額を改めるものであります。

執行部の説明によりますと、収入の内容としましては、一般会計からの繰入金であり、支出の内容としましては、利率が6.3%から7.3%の高利率の企業債償還にかかわる補償金

免除繰上償還金を補正するものであります。今回の補正とあわせて本年度で高利率の企業債分の償還が完了するとのことであります。

本委員会といたしましては、水道事業会計の適正な経営管理を行うための補正であることから、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第108号議案朝倉市夢と緑を育む食料・農業・農村基本条例の制定についてであります。

本件は、本市の食料並びに農業及び農村の振興に関する施策について、基本理念、その実現に必要な基本的施策等を定めることにより、食料、農業及び農村に対する市民の理解を深め、持続的に発展する農業を確立させるとともに、健康で心豊かな住みよい地域社会の実現を図りたいので、この条例を制定しようとするものであります。

条例の主な内容であります。第1に、農業が市民に果たしている役割と市の現状を表現し、前文を入れております。第2に、食料、農業及び農村の基本理念について定めております。第3に、市、農業者及び農業団体の責務を初め、市民、事業者の役割を定めております。第4に、基本理念を表現するための基本的施策を定めています。第5に、基本的施策を推進するための基本計画の策定を定めています。

なお、この条例は、平成23年1月1日から施行することにしております。

委員会審査におきましては、条例の内容をはじめ、この条例制定の目的と基本的施策が今後の食料・農業・農村にどう反映されていくのか、条文中にある基本計画の策定等について説明を受け、審議を行ったところであります。

執行部の説明によりますと、今回の条例の制定に当たっては、農林行政審議会において、協議・検討してきましたが、あわせて同時進行で基本計画の策定作業も進めてきており、基本条例に基づき基本計画を策定し、おおむね5年ごとに必要に応じて検討を加え、見直しを行いながら具体的な施策を実行していきたいとのことであります。

また、基本計画をこの基本条例に基づいたものにするにより、基本計画の実効性を高め、具体的な施策については予算と連動させ実施しながら、時代とニーズに合った具体的施策を実施していきたいとのことであります。

本委員会といたしましては、農業は市の基幹産業であり、さらに農業が水、自然環境、地域形成に大きな役割を果たしていること、そして、今後の朝倉市の農業を活性化させるために、この基本条例が制定されることに理解するところであります。そのためには、市・市民・地域がお互いに一緒になって農業の振興に取り組んでいくために、まずは、それぞれの責務や役割を果たしていけるような政策を求め、あわせて、今後、策定される基本計画に基づき、朝倉市の農業が活性化し、厳しい社会情勢の中でも生き残れるような農業をつくり上げていく施策を実施し、条例の目的が達成されることを要望し、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第110号議案財産の取得についてであります。

本件は、地権者8人から土地及び建物を取得するに当たり、朝倉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

執行部の説明によりますと、荷原畜産団地は昭和47年から3カ年事業で県の農業公社の牧場として造成され、昭和50年から7戸の農家が入植し、酪農経営をされてきました。畜産団地造成当時と、酪農経営を取り巻く社会環境や経済情勢が大きく変化し、入植者の高齢化、施設等の老朽化が進み、施設への再投資が厳しい状況が出てきたこととあわせ、畜産団地への産業廃棄物処分処理場の進出計画が持ち上がり、寺内ダムの環境汚染排除と畜産団地内に起因する公害防止のために、旧甘木市時代から畜産団地を廃止し、公有地化し、整備する方針が検討されてきたとのことであります。

また、公有地化を検討するとともに、新規事業の参入を視野に入れ、第三者への売却や新たな入植者による振興も検討・協議してきましたが、関係者等から同意が得られず、ダム周辺の自然環境保全、水源地として森林を保全し、水をはぐくむために公有地化し、水源の森として整備することが望ましいと判断したとのことであります。このような経過から、不動産鑑定評価額に基づき、価格補正を行い、地権者と交渉する中で交渉もまとまり、財産を取得するとのことであります。

所得する財産といたしましては、朝倉市荷原字鬼ヶ城219番11ほか162筆、面積58万7,279.21平方メートルの土地及び朝倉市荷原字二田ヶ原225番地36ほか14筆、面積6,687.8平方メートルの建物を3億723万8,636円で取得するとのことであります。

本委員会といたしましては、執行部の説明を了とするものの、取得後の水源の森の整備と活用が大切であるため、本市が福岡都市圏を含めた水源地であるために、本市だけの水源の森とあることがないように、利水者にも強く整備に向けた協力等を求め、利水者全体の水源の森となるような努力を強く要望するとともに、これからの市の重要な事業であるため、一元的な取り組みと円滑な事業の推進に努めることを要望し、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第111号議案財産の取得についてであります。

本件は、株式会社アサモクから土地を取得するに当たり、朝倉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

執行部の説明によりますと、小石原川ダム建設に伴い、つけかえ林道の整備計画がありますが、朝倉市分の全長約2.9キロメートルの江川・水倉路線を整備するために、22年度から土地を取得するとのことであります。

本年度に取得する土地といたしましては、朝倉市江川字栗河内33番1地内、面積2万1,474.08平方メートルの保安林を7,190万179円で取得し、取得費用につきましては、水資源機構から林道整備の委託事務として土地を取得するため、同機構からの収入を充てると

のことでありました。

本委員会といたしましては、小石原川ダム建設に伴う財産の取得であるため、今後の円滑な事業の推進を要望し、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第113号議案市道上の事故による損害賠償について及び第114号議案市道上の事故による損害賠償については、同一内容の議案でありますので一括して報告させていただきます。

両議案とも、市道上の事故により被害者が受けた損害を賠償するに当たり、その額を定めること及び和解契約を締結することについて、議会の議決を求めるものであります。

内容といたしましては、第113号議案につきましては、平成22年3月20日午後10時30分ごろ、被害者が市道中島田・古江線を走行中、舗装面の穴に右側前後輪が落ち込み、タイヤに損害を与えたものであります。

また、第114号議案につきましては、平成22年7月4日午後8時50分ごろ、被害者が市道東田・草水線を走行中、舗装面の穴に左側前輪が落ち込み、タイヤ、ホイール及びホイールキャップに損害を与えたものであります。

和解契約につきましては、第113号議案につきましては、市が相手方に対して損害賠償金として2万3,184円を、第114号議案につきましては、3万4,734円を支払うことで和解が成立し、全額保険で処理されるということであります。

本委員会といたしましては、市道上の事故であるため、舗装面に穴がある場合などは区会長等から早急な報告を求めるなど、市道の状況等の把握ができる体制づくりと、今後とも適正な道路管理を求め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第115号議案市道路線の認定についてであります。本件は市道2路線を認定するに当たり道路法の規定に基づき、議会の議決を求められているものであります。

各路線の概要であります。日焼7号線につきましては、幅員6メートルの住宅内開発道路、生代1号線につきましては、幅員5.2メートルの住宅内開発道路を市道とし、管理するために認定しようとするものであります。

本委員会といたしましては、現地調査を行い、認定基準に合致することを確認し、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

最後に、第116号議案指定管理者の指定についてであります。

本件は、朝倉市杷木物産館及び杷木農業公園の指定管理者を株式会社ガマダスを指定するに当たり、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求められているものであります。

執行部の説明によりますと、両施設は、旧杷木町時代に地域産業の振興と活性化、農村と都市の交流を促進する地域に根差した公共性の高い拠点施設として建設されております。そのため、施設の管理運営を行う指定管理者の選考に当たっては、公募ではなく、収益性だけでなく、公共性も持ち備えた第三セクターである株式会社ガマダスが最適であり、ま

た同社は、杷木物産館の開設当時から管理委託及び指定管理を含め15年間も運営を携わっており、経験と実績、高い経営ノウハウを持っていると判断したとのことであります。

本委員会といたしましては、指定に当たり妥当性があることや、同社の今までの管理実績や経営のあり方などから、現在も適正に運営を行っている株式会社ガマダスへの指定は適切であると判断したところであります。しかし、農業公園の管理運営費の赤字額を杷木物産館の収益黒字で補てんされている状況があるため、今後、早急に杷木農業公園の管理運営の改善を求めるとともに、同施設の新たな活用策や施設の廃止等を含めた必要性を十分に検討することを強く要望し、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上が、本委員会における審査の経過と結論であります。

何とぞ本会議におかれましても、本委員会の決定に御賛同賜りますようお願い申し上げます。報告を終わります。

議長（柴田裕隆君） 以上で、建設経済常任委員長の報告を終わります。

これより報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（柴田裕隆君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

（建設経済常任委員長 富田栄一君降壇）

議長（柴田裕隆君） それでは、第99号議案平成22年度朝倉市下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（柴田裕隆君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（柴田裕隆君） 御異議なしと認めます。よって、第99号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第100号議案平成22年度朝倉市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（柴田裕隆君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（柴田裕隆君） 御異議なしと認めます。よって、第100号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第101号議案平成22年度朝倉市個別排水事業特別会計補正予算（第2号）につい

てを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（柴田裕隆君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（柴田裕隆君） 御異議なしと認めます。よって、第101号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第102号議案平成22年度朝倉市工業用水道事業会計補正予算（第3号）についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（柴田裕隆君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（柴田裕隆君） 御異議なしと認めます。よって、第102号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第103号議案平成22年度朝倉市水道事業会計補正予算（第3号）についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（柴田裕隆君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（柴田裕隆君） 御異議なしと認めます。よって、第103号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第108号議案朝倉市夢と緑を育む食料・農業・農村基本条例の制定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（柴田裕隆君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（柴田裕隆君） 御異議なしと認めます。よって、第108号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第110号議案財産の取得についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（柴田裕隆君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（柴田裕隆君） 御異議なしと認めます。よって、第110号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第111号議案財産の取得についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（柴田裕隆君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（柴田裕隆君） 御異議なしと認めます。よって、第111号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第113号議案市道上の事故による損害賠償についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（柴田裕隆君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（柴田裕隆君） 御異議なしと認めます。よって、第113号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第114号議案市道上の事故による損害賠償についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（柴田裕隆君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（柴田裕隆君） 御異議なしと認めます。よって、第114号議案は原案のとおり可



決されました。

次に、第115号議案市道路線の認定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（柴田裕隆君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（柴田裕隆君） 御異議なしと認めます。よって、第115号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第116号議案指定管理者の指定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（柴田裕隆君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（柴田裕隆君） 御異議なしと認めます。よって、第116号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第96号議案及び第120号議案の審議を行います。

それでは、第96号議案平成22年度朝倉市一般会計補正予算（第5号）についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（柴田裕隆君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（柴田裕隆君） 御異議なしと認めます。よって、第96号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第120号議案平成22年度朝倉市一般会計補正予算（第6号）についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（柴田裕隆君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（柴田裕隆君） 御異議なしと認めます。よって、第120号議案は原案のとおり可

決されました。

議事進行上、暫時休憩いたします。

午前10時54分休憩

午前11時4分再開

議長（柴田裕隆君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより追加議案等の上程を行います。

本日、市長から議案1件の送付を受けました。これを上程し、市長から提案理由の説明を求めます。市長。

（市長登壇）

市長（森田俊介君） 皆様方には、連日の御審議、まことにありがとうございます。ただいまから、本日追加提案いたしました議案につきまして、提案理由の概要を説明いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

第121号議案人権擁護委員の候補者の推薦につきましては、人権擁護委員金堀博志が本年8月26日に退任したことに伴い、新たに釜堀幸男を人権擁護委員の候補者として推薦することについて、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

以上、提案理由の概要を説明申し上げましたが、皆様方には十分なる御審議を賜り、御同意いただきますようお願いいたします。

（市長降壇）

議長（柴田裕隆君） 補足説明があれば承ります。

なければ、以上で提案理由の説明は終わりました。

議案等考案のため暫時休憩いたします。その場でお願いいたします。

午前11時6分休憩

午前11時6分再開

議長（柴田裕隆君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより、議案等の質疑を行います。質疑は申し合わせにより、同一議題について3回までとなっております。御了承願います。

それでは、第121号議案人権擁護委員の候補者の推薦についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（柴田裕隆君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

以上で、議案等の質疑は終わりました。

次に、追加議案等の委員会付託を行います。

お諮りいたします。第121号議案については、会議規則第35条第3項の規定により、委員会付託を省略し、直ちに本会議において議決いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（柴田裕隆君） 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

それでは、第121号議案人権擁護委員の候補者の推薦についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（柴田裕隆君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（柴田裕隆君） 御異議なしと認めます。よって、第121号議案は原案のとおり同意されました。

次に、お手元に配付のとおり、環境民生常任委員長から委員会条例第36条の規定により、閉会中の継続審査の申し出がありました。

お諮りいたします。環境民生常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（柴田裕隆君） 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

次に、諸般の報告を行います。

諸般の報告については、別紙配付のとおりであります。

以上をもって、本定例会に付議された事件はすべて終了いたしました。

これにて平成22年第8回朝倉市議会定例会を閉会いたします。

午前11時8分閉会